

広島県水道広域連合企業団管理規程第9号

広島県水道広域連合企業団企業長の職務代理者の設置に関する規程を次のように定める。

令和7年7月7日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団企業長の職務代理者の設置に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第152条の規定に基づき、企業長が事故等で不在となる場合に設置する職務代理に関する事項を定め、事務執行を円滑に処理することを目的とする。

(告示)

第2条 職務代理者の設置に当たっては、職務代理者の職氏名、設置期間及び設置理由を告示するものとする。ただし、職務代理者の設置期間（以下「職務代理期間」という。）を設けることが困難であると認められるときは、職務代理期間について告示しないものとする。

(関係者への通知)

第3条 企業長又は職務代理者は、構成団体（規約第2条に規定する「構成団体」をいう。）及び関係機関に対し、前条の規定による告示の内容について通知するものとする。

(文書等の表記)

第4条 職務代理期間において、文書等に表記する職名は、広島県水道広域連合企業団企業長職務代理者とする。

(文書等の修正)

第5条 職務代理期間において、企業長の職名の表記及び企業長印が押印されている文書等をやむを得ず使用するときは、企業長の職名及び企業長印を2本線で抹消し、職務代理者の職名を表記するとともに、企業長職務代理者印を押印するものとする。

(文書等の読替措置)

第6条 前条の規定にかかわらず、既に企業長の職名又は企業長印が刷り込まれている文書等で、修正することが容易でないと認められるものについては、これらの文書等の広島県水道広域連合企業団企業長を広島県水道広域連合企業団企業長職務代理者と、企業長印を企業長職務代理者印と読み替えて措置するものとする。

2 前項の規定により読み替えて措置するときは、あらかじめその内容を告示するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。